

事業シート（概要説明書）

<b>事務事業名</b>		胞衣等処理事業		<b>担当局・部名</b>		環境局 事業部		
<b>根拠法令</b>		胞衣汚物処理条例		<b>担当課名</b>		業務担当		
<b>事業開始年度</b>		明治42年度		<b>作成責任者</b>		森田 清		
<b>実施方法</b> (該当するものすべてにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
<b>事業概要</b>	<b>目的</b> (何のために)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胞衣汚物等の取扱い及び処理を公衆衛生その他公共福祉の見地から、支障なく行い、また道路等で死んでいる犬・ねこ等を生活環境の保全上支障が生じないように適正に処理するため。</li> </ul>						
	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胞衣及び妊娠4ヵ月未満の死胎（以下「胞衣等」という。）</li> <li>・産汚物若しくは生理汚物又はその付着した布綿、紙類。</li> <li>・傷病若しくは疾病治療により生じた人体の手足、内臓等又はその付着した布綿、紙類</li> <li>・死体を拭いた布綿、紙類</li> <li>・犬・ねこ等の死体</li> </ul>						
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料収集・・・胞衣汚物等、犬・ねこ等のペットの死体の処理は木津川事務所が収集を行い（自己持ち込みもあり）、同事務所にある専用炉で焼却処理をしている。</li> <li>・無料収集・・・環境事業センターで収集した道路等で死んでいる犬・ねこ等についても、環境事業センターまで収集に行き同事務所で処理している。</li> </ul>						
	<b>実施済の外部委託の内容と実施主体</b>	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉・公害防止装置等の定期点検整備</li> <li>・ダイオキシン類測定</li> <li>・庁舎管理（清掃）他</li> </ul>					
		実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体（NPOなど） <input type="checkbox"/> 市民活動団体（地域住民組織など） <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	<b>直接実施している業務の内容</b>	収集輸送業務、廃棄物処理業務						
<b>事業の必要性</b>	<p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第六条の二により市町村はその区域において一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように処理するよう義務付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料収集処理している胞衣汚物等・犬ねこ等は年間約3万件</li> <li>・無料で処理している道路等で死んでいる犬・ねこ等は年間約1万1千件</li> </ul> <p>これら約4万1千件を処理することにより、公衆衛生の向上及び環境保全を図る必要がある。</p> <p>以上のことにより、本市が責任主体で行っていく事業である。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬・ねこ等の処理は、民間業者もあるが、料金が高額（約10倍前後）であることや、道路等で亡くなった犬・ねこ等の処理の必要性から、本市が直営で行わなければならない。</li> </ul>							
<b>コスト</b>				人件費				
	<b>事業費</b>	47,577	千円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均人件費×従事職員数)		<b>従事職員数</b>
	<b>人件費</b>	137,689	千円		担当本務職員	137,689	千円	17.1
<b>総計</b>	185,266	千円	臨時職員他			千円		人

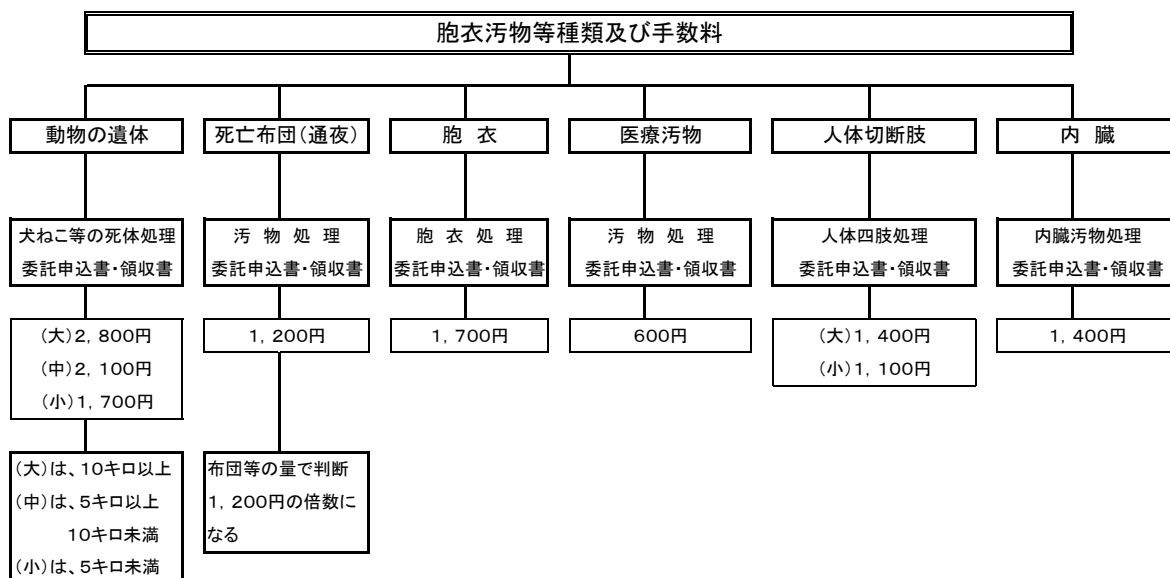
事業シート（概要説明書）

<b>総事業費</b> (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入		
	H19(決算)	172,318 千円	委託料(3,837千円)内訳[焼却炉・公害防止装置等の定期点検整備(1,565千円)、ダイオキシン類測定(1,112千円)、庁舎管理(清掃)他(1,160千円)]		
	H20(予算)	257,953 千円	改修工事費(81,480千円)、委託料(7,834千円)内訳[焼却炉・公害防止装置等の定期点検整備(5,080千円)、ダイオキシン類測定(1,700千円)、庁舎管理(清掃)他(1,054千円)]		
	H21(予算)	185,266 千円	委託料(7,773千円)焼却装置定期点検整備等		
<b>21年度総事業費内訳</b> (委託料等を明記)	●平成21年度歳出内訳 (185,266千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>【人件費】137,689千円</li> <li>【物件費】47,577千円</li> <li>・委託料(7,773千円)内訳[焼却炉・公害防止装置等の定期点検整備(5,080千円)、ダイオキシン類測定(1,700千円)、庁舎管理(清掃)他(993千円)]</li> <li>・処理施設整備費(12,818千円)</li> <li>・車両関係(燃料費等)(18,742千円)</li> <li>・役務費(16千円)</li> <li>・事務所管理費(7,962千円)(負担金、補助金及び交付金(12千円)を含む)</li> <li>・備品購入費(147千円)・公課費(119千円)自動車重量税印紙</li> </ul> ●平成21年度歳入額(56,367千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料収入(56,367千円)</li> </ul>				
<b>事業実績</b>	項目	単位	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(予定)
	焼却件数	件	40,784	41,334	41,963
<b>単位当たりコスト</b> (総事業費/事業実績)	1件あたり焼却コスト(歳出-歳入/件数)	円/件	2,914	4,952	3,072
<b>目指す成果</b> (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	・市民からの申請件数はここ3年ほぼ横ばい状態であるため、今後も市民ニーズに応え、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため衛生的かつ迅速に処理する。				
<b>達成状況</b> (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	・市民からの需要に対して、公衆衛生上支障のないように対応している。				
<b>事業の自己評価</b> (今後の事業の方向性、課題等)	・本市に処理義務のある事業であり、その手法については膨大な数の対象物を迅速に処理し、公衆衛生上支障がないよう実施しなければならない。 ・平成8年度には収集部門(玉出出張所)と処理部門(木津川処理場)を統合することにより、経費の削減や事業の効率化を図った。今後もこの事業が安定性を保つよう引き続き検討する必要がある。				
<b>さらなる民間活用・市民協働推進の予定</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入) <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 無</span>				
	業務内容	道路等で死んでいる犬・ねこ等の処理については、日曜日が休業日のため、迅速に処理をするといった点からは、公衆衛生上問題があると考えられる。ローテーションの工夫または、民間の活用などで日曜日にも対応できるように検討したい。			
	実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等	<input type="checkbox"/> 市民活動団体(NPOなど)	<input type="checkbox"/> 市民活動団体(地域住民組織など)	<input checked="" type="checkbox"/> その他(直営または民間)
<b>比較参考値</b> (他自治体での類似事業の例など)	○本市では、胞衣汚物等と亡くなった犬・ねこ等の処理を一事業所(木津川事務所)で行っている。本市と同じように同一施設において、胞衣汚物等、犬・ねこ等を処理している。政令市は見当たらない。また、他の市のように動物を清掃工場で処理するのではなく別の施設で処理することは、生物の尊厳を考えた扱いをする姿勢を見せている。 ○政令市(17)の実態 ・胞衣汚物等…斎場で処理している。 ・ペットの犬・ねこ等…処理している施設は、斎場が6市・動物管理センターが6市・清掃工場が5市である。 ・道路上の犬・ねこ等…処理している施設は、動物管理センターが5市・清掃工場が10市・斎場が1市・業者が1市である。 ○具体例…(京都市)胞衣汚物等は斎場で焼却処分、ペット及び道路上の犬・ねこ等は清掃工場で焼却処分している。 取扱件数は胞衣汚物等1,271件、犬・ねこ等9,355件。 (横浜市)胞衣汚物等は斎場で焼却処分、ペットは斎場の専用炉で焼却処分、道路上の犬・ねこ等は、清掃工場で焼却処分している。 取扱件数は、胞衣汚物等744件、犬・ねこ等18,262件				
<b>特記事項</b> (事業の沿革等)	・胞衣汚物の取扱・処理は、明治時代には2業者が営業をしていたが、これらの業者の処理施設や取扱方法が非衛生であり、かつ法外な料金を取るなど弊害が著しかったため、本市は事業の直営化を行った。 ・平成8年度に、玉出出張所(収集部門)と木津川処理場(処理部門)を統合し、木津川事務所として移動。				

木津川事務所 胞衣汚物等処理フロー図

市民、官公庁又は民間の医療機関及び教育機関、動物病院、ペットショップ、製薬会社、環境事業センター、河川事務所など

① 申込者より電話で収集・持込申込、依頼



木津川事務所

② 受付伝票の作成

- 電話での申し込み依頼より受付伝票を作成
- 受付伝票に基づき各種委託申込書作成(料金徴収のため)

犬ねこ等の死体処理  
委託申込書

胞衣汚物等処理  
委託書(後納)

胞衣汚物等処理  
委託書(多量券)

汚物(通夜)・胞衣・汚物  
内臓・人体四肢委託申込書

③ 収集運搬

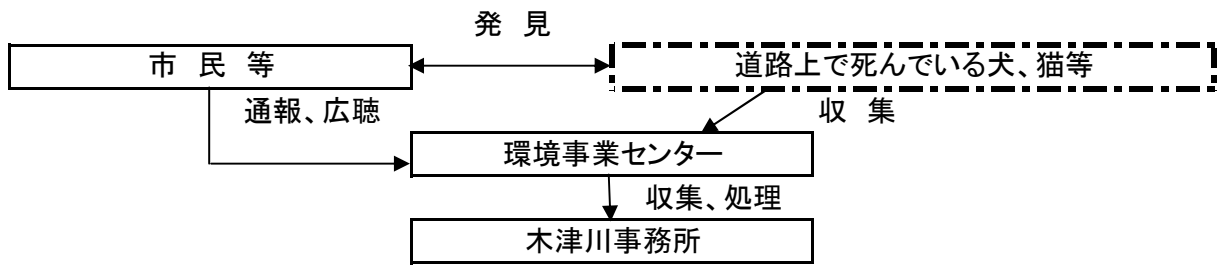
市域を7分割して、各担当が保管庫のある小型4輪車で収集し、当事務所まで運搬する

申込み内容の確認、収集、手数料徴収、領収書等発行

④ 焼却処分

収集した胞衣汚物等を事務所内焼却設備で処理  
焼却炉3炉(1号炉・2号炉・バッチ炉)

○道路上で死んでいる犬、ねこ等の処理について



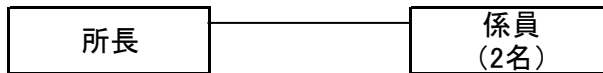
○胞衣汚物及び犬、ねこ等取り扱い件数について

			18年度	19年度	20年度
有 料	胞 衣		6,947	5,742	6,673
	汚 物		3,833	4,263	5,727
	ペット(犬、ねこ等)		20,220	19,051	17,365
計			31,000	29,056	29,765
無 料	道路上で死んで いる犬ねこ	犬	154	134	109
		ねこ	11,969	11,594	11,460
		計	12,123	11,728	11,569
合 計			43,123	40,784	41,334

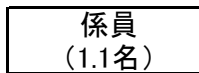
○木津川事務所の体制について

【行政職】(4.1名)

(木津川事務所)

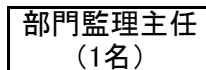


(本局)

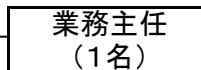


【技労職】(13名)

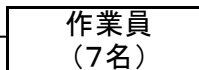
(収集担当)



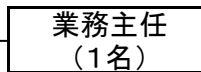
(収集担当)



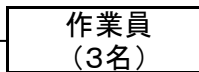
(収集担当)



(工場担当)



(工場担当)



○木津川事務所の機材等について

機材名称	台数	1台あたりの人員数	人員数	搬入先	搬入物
小型貨物車	8台	1名(収集担当)	8名	木津川事務所	胞衣汚物等
軽貨物車	1台	1名(工場担当)	1名	大正工場	ダンボール等
合計	9台		9名		

○木津川事務所の焼却施設について

名称	処理能力	設置年月日	助燃装置
1号回転炉	85kg/1H	平成8年8月	灯油バーナー
2号回転炉	85kg/1H	平成8年8月	灯油バーナー
バッチ炉	90kg/1H	平成8年8月	灯油バーナー